

東京都保健医療計画（第七次改定）における基準病床数

1 療養病床及び一般病床 (単位：床)

二次保健医療圏	基準病床数	既存病床数
区中央部	5,657	13,271
区南部	7,972	8,139
区西南部	9,874	9,731
区西部	8,276	10,028
区西北部	15,589	14,651
区東北部	11,405	10,996
区東部	10,713	9,307
西多摩	3,328	4,086
南多摩	11,960	10,568
北多摩西部	5,074	4,321
北多摩南部	7,512	7,285
北多摩北部	6,351	5,730
島しょ	255	80
計	103,966	108,193

2 精神病床 (単位：床)

	基準病床数	既存病床数
東京都全域	19,396	20,555

3 結核病床 (単位：床)

	基準病床数	既存病床数
東京都全域	216	349

4 感染症病床 (単位：床)

	基準病床数	既存病床数
東京都全域	153	126

注1 既存病床数は、令和6年2月1日現在

注2 療養病床及び一般病床の既存病床数には、医療法施行規則第48条の規定に基づき、令和6年3月31日まで既存病床とみなされる、平成30年4月1日以降に療養病床から介護保険施設に転換した入所定員2,328床が含まれる。

注3 感染症病床は、上記既存病床数126床の他に、既存病床に算定されない病床（自衛隊中央病院等8床）がある。また、令和6年4月1日付で地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立多摩総合医療センターの結核病床19床が感染症病床に転換される見込みである。

基準病床数と既存病床数について

- 医療施設の量的整備が全国的にほぼ達成されたことに伴い、昭和60年の医療法改正（第一次改正）で、医療資源の地域偏在の是正と医療施設の連携の推進を目的に、都道府県における医療計画の策定が義務化され、医療圏ごとに必要病床数（現在の基準病床数）を設定することとなった。
- 医療法改正を受け、平成元年2月、都は「東京都保健医療計画」を策定し、保健医療圏ごとの必要病床数を定めた。
- 基準病床数は、病床の適正配置の促進と適切な入院医療の確保を目的とし、病床整備の基準として、医療法第30条の4第2項第17号の規定に基づき、病床の種類ごとに保健医療計画で定めるもの
- 基準病床数は、医療法施行規則に基づく算定式により、療養病床・一般病床は二次保健医療圏ごとに、精神病床、結核病床及び感染症病床は、それぞれ三次保健医療圏（東京都全域）で定める
- 都道府県は、基準病床数の算定式を変更することはできないが、算定に用いる数値の一部については、国告示値と別の数値を用いることが可能
- 既存病床数とは、都道府県が開設許可した病床数（許可病床数）等から、一般住民への医療を行わない職域病院（宮内庁等が所管する病院）の病床等、特定の患者のみが利用する病床等を除いた病床数

東京都保健医療計画（第七次改定）における一般病床・療養病床の基準病床数の算定

○ 二次保健医療圏ごとに、医療法施行規則で定められた算定式に基づき算出

※ の告示値は、上限値又は下限値
→ 実績と告示値を比較し、実態に近い方を採用

一般病床

$$\left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{人口} \\ \text{①} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{一般病床退院率} \\ \text{②} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平均在院日数} \\ \text{③} \end{array} + \begin{array}{c} \text{流入} \\ \text{入院患者数} \\ \text{④} \end{array} - \begin{array}{c} \text{流出} \\ \text{入院患者数} \\ \text{④} \end{array} \right) \div \begin{array}{c} \text{病床利用率} \\ \text{⑤} \end{array}$$

療養病床

$$\left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{人口} \\ \text{①} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{療養病床} \\ \text{入院受療率} \\ \text{⑥} \end{array} - \begin{array}{c} \text{介護施設・} \\ \text{在宅医療等} \\ \text{対応可能数} \\ \text{⑦} \end{array} + \begin{array}{c} \text{流入} \\ \text{入院患者数} \\ \text{④} \end{array} - \begin{array}{c} \text{流出} \\ \text{入院患者数} \\ \text{④} \end{array} \right) \div \begin{array}{c} \text{病床利用率} \\ \text{⑤} \end{array}$$

<算定に用いた数値>

①性別・年齢階級別人口	②性別・年齢階級別一般病床退院率	③平均在院日数	④流入・流出入院患者数	⑤病床利用率	⑥性別・年齢階級別療養病床入院受療率	⑦介護施設・在宅医療等対応可能数
令和6年1月1日現在人口	令和5年厚生労働省告示第150号(全国一律)	◎令和5年厚生労働省告示第150号(地方ブロックごとの上限値) 関東ブロック: 14.7日 圏域ごとに実績と告示値を比較して設定 告示> R1実績の圏域 → R1実績 R1実績> 告示の圏域 → 告示 ※実績は新型コロナウイルスの影響がない令和元年「病院報告」を採用	平成29年「患者調査」 ※直近の令和2年調査は、新型コロナウイルスの影響があるため平成29年調査を採用	◎令和5年厚生労働省告示第150号(全国一律の下限値) 一般病床: 76% 療養病床: 88% 圏域ごとに実績と告示値を比較して設定 R1実績> 告示の圏域 → R1実績 告示> R1実績の圏域 → 告示 ※実績は新型コロナウイルスの影響がない令和元年「病院報告」を採用	令和5年厚生労働省告示第150号(関東ブロック)	令和5年7月31日付厚生労働省事務連絡